

令和3年度森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税の使途は法令で定められており、市町村が行う森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるものとされています。

令和3年度新座市一般会計決算における森林環境譲与税については、以下のとおりです。

| | | |
|----|----------|-----------|
| 歳入 | 森林環境譲与税 | 13,221 千円 |
| 歳出 | 森林環境施策経費 | 13,228 千円 |

| 事業内容 | 事業総額（千円） | |
|-------------|----------|------------------|
| | | うち森林環境譲与税充当額（千円） |
| 森林病虫害対策事業 | 5,698 | 5,698 |
| 森林環境整備基金積立金 | 7,530 | 7,523 |

※ 森林環境譲与税 13,221 千円と森林病虫害対策事業 5,698 千円及び森林環境整備基金積立金 7,530 千円の和の差額 7 千円については、令和3年度中に生じた森林環境整備基金の利子（7 千円）を積み立てるものです。